

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

2/27の総理大臣から小中学校等の臨時休校の要請（3月2日から春休みまで）を受けた本市の児童関連施設等の対応の概要についての報告

1 小中学校の対応

(1) 休校

- 3/4(水)～3/23(月)までの間、臨時休校とする。
- 卒業式は、参加者を最小限にし、内容を簡素化するなど、工夫して実施する。

(2) 学校での児童の預かり

- 小学校1年生～3年生の児童については、急な休校の決定であることから、個別の家庭の事情を考慮した上で、3/4(水)から3/6(金)までの3日間は、家庭での準備期間として、学校で預かることを含め対応。

2 保育所・幼稚園等の対応

(1) 開所・開園

- 感染の予防に最大限留意した上で、一部の私立幼稚園等を除き、通常どおり開所・開園。
- 満了式・入所式等については、アルコール消毒薬の設置などの感染症対策を講じるとともに、参加者の限定や時間の短縮・実施内容の工夫をした上で、実施予定。

(2) 市備蓄用マスクの配布（3/9,10）

公立保育所（32施設）、公立幼稚園（14施設）、私立幼稚園（23施設）、認定こども園（15施設）、地域型保育事業（12施設）、へき地保育所（2施設）、認可外保育施設（25施設）

3 放課後児童クラブの対応

(1) 開所

- 感染予防に留意した上で、長期休暇などの開所時間（原則、1日につき8時間）に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応を要請。
⇒3/4(水)より、市内全クラブ（68か所）が午前中から開所。
- また、各児童クラブに対し、施設利用に係るガイドラインを発出し、感染防止対策に係る考え方と併せ、市においても人員やスペースの確保に向けて支援を行いながら、新規児童を含め、可能な限りの児童受入れについて改めて要請。

(2) 市備蓄用マスクの配布（3/6,9,10）

放課後児童クラブ（68施設）